

令和元年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R1. 11. 21	R1. 12. 2	水質汚濁防止法に基づく使用届出書(24環自水届第1098号) 水質汚濁防止法に基づく氏名等変更届出書(29環自水届第141~196号) 水質汚濁防止法に基づく氏名等変更届出書(30環自水届第159~252号)	15	1															環境局 自然環境部 水環境課
2	R1. 11. 18	R1. 12. 3	・30環改大第469号「アスベストの使用状況及び除去に関する調査について(回答)」 ・31環改大第439号「アスベストの使用状況及び除去に関する調査について(回答)」	24	1															環境局 環境改善部 大気保全課
3	R1. 11. 20	R1. 12. 4	31環総総第239号 個人情報に係る事故報告について 30環総総第1215号 個人情報に係る事故報告について 30環総総第1214号 個人情報に係る事故報告について 30環総総第494号 個人情報に係る事故報告について 29環総総第1776号 個人情報に係る事故報告について 29環総総第988号 個人情報に係る事故報告について 28環総総第2015号 個人情報に係る事故報告について 28環総総第488号 個人情報に係る事故報告について 27環総総第858号 個人情報に係る事故報告について 27環総総第588号 個人情報に係る事故報告について 27環総総第477号 個人情報に係る事故報告について 27環総総第476号 個人情報に係る事故報告について 26環総総第1681号 個人情報に係る事故報告について 26環総総第1449号 個人情報に係る事故報告について 26環総総第1144号 個人情報に係る事故報告について 26環総総第385号 個人情報に係る事故報告について 26環総総第167号 個人情報に係る事故報告について 25環政総第1595号 個人情報に係る事故報告について 25環政総第114号 個人情報に係る事故報告について 24環政総第1681号 個人情報に係る事故報告について 平成26年6月2日付 謝罪文	46	1						1	1	1							環境局 総務部 総務課
4	R1. 11. 20	R1. 12. 4	貴部局及び課において、 2(2)個人情報漏えい事故に関して、約束したが反故にした回数及び一覧 3(2)同対応していない回数 4 同関係者面談等音声記録  上記について、「保有個人情報の安全管理実施基準」を実施された以降現在までのもの全て	0				1												環境局 総務部 総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R1. 11. 20	R1. 12. 4	<p>1 貴部局・課において、正式公文書を都民の（要求・要望等）による「職務に関する働きかけ」について作成・交付する際、</p> <p>(1) 作成部局及課</p> <p>(2) 交付・提出先</p> <p>等を記載しない事例があるか否か</p> <p>ある場合、根拠となる法令等及びルール（通知・要綱・手引等、組織方針等）</p> <p>以上、1 (1)・(2)の“事実”を証明する“証拠”文書等の全て</p>	0				1											環境局では、個人情報漏えい事故に関する要求・要望等に対し、公文書を作成・交付する際に所管部署及び宛名を記載しなかった事例はなく、記載しない根拠となる法令等及びルールもないため、請求内容に係る文書は作成し又は取得しておらず存在しない。	環境局 総務部 総務課
6	R1. 11. 20	R1. 12. 4	<p>1 (1) 貴部局・課において個人情報漏洩事故が発生した場合、同被害を保证する書面を提出すると約束した事例</p> <p>(2) 同(1)の場合に、約束したにもかかわらず、反故にした事例</p> <p>(3) その他の対応をした事例</p> <p>2 (別紙3)「東京都コンプライアンス基本方針」における○数字について、東京都情報公開及び行政不服審査法等につき、職員が遵守している証拠</p> <p>(1) ④・⑨・⑩・⑪・⑬・⑯</p> <p>④ 職員は、地方公務員法に基づき、法令はもとより業務執行のために庁内で定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければなりません。</p> <p>⑨ 業務の執行に当たっては、根拠となる法令等（法律、政令、条例、規則等）、ルール（制度所管の要綱、通知、手引等）、組織方針等の確認を心がける。</p> <p>⑩ 公文書は都政の重要な記録であることを認識し、将来の業務執行上の必要性や都民の立場から見た重要度を総合的に勘案し適正に管理する。特に、保存期間の設定や資料の廃棄に当たっては、「主要な計画の根拠となる資料ではないか」、「事業の基礎となる契約書等の権利関係資料は含まれていないか」などの様々な観点から検討し、組織的な意思決定の上で、慎重に行う。</p> <p>⑪ 個人情報を含む重要情報の紛失や漏えい等の自己が起きれば、都政にとって大きな損害となるだけでなく、信頼の失墜をも招くことを常に意識する。</p> <p>⑬ 都民からの意見、相談、要望等に、誠実かつ公平・厚生に対応する。</p> <p>⑯ 情報を組織内で共有するとともに、積極的に事業に反映させることを検討する。</p> <p>以上1～2の“事実”の証明となる“証拠”の全ての組織的共用文書</p>	0				1										<p>・請求内容1</p> <p>環境局では、個人情報漏えい事故が発生した際、被害を補償する書面を提出すると約束した事例はないため、請求内容に係る文書は作成し又は取得しておらず存在しない。</p> <p>・請求内容2</p> <p>「東京都コンプライアンス基本方針」は職員の行動指針を定めるものであり、それを証明する証拠となる文書は作成し又は取得しておらず存在しない。</p>	環境局 総務部 総務課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
7	R1. 11. 21	R1. 12. 5	液化石油ガス法に基づく液化石油ガス販売事業者廃止届一覧（平成31年度）	2	1														環境局 環境改善部 環境保安課
8	R1. 11. 26	R1. 12. 6	温泉施設情報	1	1														環境局 自然環境部 水環境課
9	R1. 11. 26	R1. 12. 9	水質汚濁防止法に基づく使用届出書（24環自水届第985号） 水質汚濁防止法に基づく特定施設使用廃止届出書（30環自水届第146号）	21	1														環境局 自然環境部 水環境課
10	R1. 12. 5	R1. 12. 12	環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）逐条解説 平成16年3月改正 表紙及び219ページ	2	1														環境局 環境改善部 大気保全課
11	R1. 11. 19	R1. 12. 16	上申書（令和元年11月15日收受）	1	1														環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課
12	R1. 12. 6	R1. 12. 20	・東京都ツキノワグマ対応マニュアル ・28環自計993号「東京都ツキノワグマ対応マニュアルについて」	37	1														環境局 自然環境部 計画課
13	R1. 12. 4	R1. 12. 18	・土壌汚染調査結果報告書（23環改改化三第49号） ・形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（24環改化形第83号） ・形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（25環改化形第68号） ・汚染土壌の区域外搬出届出書（24環改化搬第96号） ・汚染土壌の区域外搬出届出書（24環改化搬第112号） ・汚染土壌の区域外搬出届出書（25環改化搬第72号）	275	1														環境局 環境改善部 化学物質対策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
14	R1. 10. 17	R1. 12. 10	28環多改形第2号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第2項）の審査について 28環多改形第2号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第2項）の審査について 28環多改形第12号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第2項）の審査について 28環多改形第12号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第2項）の審査について 28環多改搬第6号 汚染土壌の区域外搬出届出書（法第16条第1項）の審査について 28環多改完第9号 形質変更時要届出区域における措置完了報告書の審査について 28環多改形第27号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第1項）の審査及び形質変更時要届出区域台帳の訂正について 28環多改完第17号 形質変更時要届出区域における措置完了報告書の審査について 30環多改形第2号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法第12条第1項）の審査及び形質変更時要届出区域台帳の訂正について 30環多改搬第2号 汚染土壌の区域外搬出届出書（法第16条第1項）の審査について 30環多改完第18号 形質変更時要届出区域における措置完了報告書の審査について	333		1												職員の個人メールアドレス 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  事業者の担当者氏名電話番号、顔写真 個人に関する情報であるため。  事業者の印影 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
15	R1. 10. 23	R1. 12. 10	2 都立〇〇高校における土地土壌汚染関連条文及び条例で届け出されたすべての「お知らせ看板」等告知関連届出書等  5 同届出申請されながら現地告知看板等が掲出されなかったケース  以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織的共用文書（メモ等を除く。）	0				1										「お知らせ看板」は東京都土壌汚染対策指針において、必要に応じて実施するものと位置づけられていたが、都立〇〇高校における土壌汚染関連の手続きにおいては「お知らせ看板」を含む届出がされなかったことから、請求内容に係る公文書は、多摩地域内では作成し、又は取得しておらず、存在しない。 また、「現地告知看板等が掲出されなかったケース」は多摩地域内では把握してらず、それに係る文書は作成し、又は取得していないため、存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
16	R1. 10. 23	R1. 12. 11	22環多改土第303号「汚染拡散防止計画書」 (請求内容3に対する文書)	33	1													職員の個人メールアドレス 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
17	R1. 10. 23	R1. 12. 11	16環多改土第56号及び「お知らせ看板」現地写真 27環多改形第19号及び「お知らせ看板」現地写真 30環多改形第29号及び「お知らせ看板」現地写真 (請求内容4に関する文書)	53	1					1		1						事業者の担当者氏名、個人メールアドレス、監理技術者資格者証番号、個人の印影 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。  事業者の印影 開示することにより偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
18	R1. 10. 23	R1. 12. 20	(請求内容3) ・25環改化土第748号 汚染拡散防止計画書提出書 ・27環改化土第48号 汚染拡散防止計画書提出書 ・27環改化土第148号 汚染拡散防止計画書提出書 ・28環改化土第186号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書 ・30環改化土第57号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書 ・25環改化土第247号 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書  (請求内容4) 31環改化完第66号 措置完了報告書	126	1					1								事業者の担当者氏名、個人の住所、氏名及び印影 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。  職員のメールアドレス 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課	
19	R1. 10. 23	R1. 12. 20	5 「お知らせ看板」等告知関連の届け申請されながら、現地告知看板等が掲出されなかったケース	0				1										請求内容に係る事項について、23区内では把握したケースは存在しないため、該当する公文書は作成し、又は取得しておらず存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課	
20	R1. 10. 24	R1. 12. 11	7 平成31年度4月1日より東京都の土壤汚染対策工事等関連工事で、 (1) 現地にお知らせ看板を設置せずに土壤汚染等改良工事を実施しているケース (2) (1) にもかかわらず117条関係等の届出書類を申請しているケース (3) 現地にお知らせ看板を設置しながら土壤汚染等届出書類を申請していないケース  以上、7の全ての“事実”に基づき証明する“証拠”「組織的共用文書」(メモ等を除く)。	0				1										平成31年4月1日から令和元年10月24日の間に提出された土壤汚染等改良工事実施に係る届出(「汚染拡散防止計画書」及び「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」)において、多摩地域では請求内容(1)から(3)に該当するケースは確認されていないことから、請求に係る公文書は作成し、又は取得していない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
21	R1. 10. 24	R1. 12. 23	「東京都土壤汚染対策指針の全部改正について」(30環改化第1042号) (請求内容2に係る公文書)	324	1														環境局 環境改善部 化学物質対策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	R1. 10. 24	R1. 12. 23	<p>請求内容1に係る公文書： 各届出書の鑑及び環境保全対策がわかる箇所 ①平成15～20年 ②平成21～25年 ③平成26年～現在</p> <p>請求内容7（3）に係る公文書： 31環改化完第66号「措置完了報告書」</p>	953		1													<p>事業者の印影 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>事業者の担当者氏名、個人の印影、メールアドレス、土壤汚染技術管理者証の交付番号、環境計量士の登録番号、個人の氏名及び住所 個人に関する情報であるため。</p> <p>職員のメールアドレス 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	環境局 環境改善部 化学物質対策課
23	R1. 10. 24	R1. 12. 23	<p>3（別紙1）の4の項目 お知らせ看板が設置されていないケースが多数あると認識した具体的な証拠は「取得及び作成していないため存在しない、「資料がない」と説明責任を果たさない、なぜこのような事態が発生するのか、その理由根拠</p> <p>4（別紙1）5の項目 事業者自らが必要に応じて設置するものとしていたことが、「取得及び作成していない」理由になる証拠文書</p> <p>5（別紙1）の6の項目 4と同様</p> <p>6（別紙1）の9の項目 別紙1における9の1.2.3について証明となる証拠の全て</p> <p>7 平成31年度4月1日より東京都の土壤汚染対策工事等関連工事で、 (1) 現地にお知らせ看板を設置せずに土壤汚染等改良工事を実施しているケース (2) (1) にもかかわらず117条関係等の届出書類を申請しているケース</p> <p>以上、7の全ての“事実”に基づき証明する“証拠”「組織的共用文書」（メモ等を除く）。</p> <p>1.3.4.5.6は別紙2の全てが対象</p>	0				1											<p>請求内容3、5に関して31環改化第342号は「お知らせ看板を実際設置されていないケース」が多数あると認識したことについて、集計や記録をしていないため、請求内容に係る文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しないことを決定したものであり、その具体的かつ明確な理由・根拠を証明する証拠となる文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p> <p>請求内容4に関して31環改化第342号は、土壤汚染対策制度一般に係る「住民の健康を守る責務を実施していた証拠」となる文書は存在しないことを決定したものであり、その具体的かつ明確な理由・根拠を証明する証拠となる文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p> <p>請求内容6に関して、31環改化第342号は「周辺住民の健康被害の状況調査」について、土壤汚染対策法（以下「法」という）・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という）においては、審査庁及び届出者ともに実施することは求められていないため、住民の健康診断は実施しておらず、請求内容に係る文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しないことを決定したものであり、その具体的かつ明確な理由・根拠を証明する証拠となる文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。なお、法・条例では基準超過土壌があった場合でも、法・条例で定められている摂取経路を遮断するための措置を適切に実施すれば法・条例の本来の目的である「人の健康に支障を及ぼすことを防止すること」は、達成される。さらに、措置実施中や形質変更（工事）時には、法・条例ともに事前に届出を行い、土壌の拡散を防止する制度となっている。 また、「平成15年より平成30年3月までの”任意”での土壤汚染の告知の施策を継続していた事に対する正当性を証明する”証拠”」について、31環改化第342号では証拠となる文書は存在しないことを決定したものであり、その具体的かつ明確な理由・根拠を証明する証拠となる文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p> <p>請求内容7（1）（2）に関して、当課では該当ケースを把握していないため、請求内容に係る文書は、作成し、又は取得しておらず、存在しない。</p>	環境局 環境改善部 化学物質対策課